

⑯住宅借入金等特別控除の額

住宅借入金等特別控除の額の内訳

- 年末調整時に本人から提出されている、『給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書』に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記入してください。
計算した住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入してください。
- 住宅借入金等特別控除の額がある場合は、居住年に限らず⑮Ⅰに居住開始年月日を必ず記入してください。
- ⑮Ⅱ欄について、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を下記の記載方法から選択し、記入してください。

区分	記載方法
一般的住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	住
一般的住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住（持家）
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	認（持家）
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」という。）の適用を選択した場合	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震（持家）

上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が下記に該当する場合、記載例のとおり記入してください。

	併記記号	記載例
「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合	（特）	増（特）
「特別特定取得」に該当する場合	（特特）	住（特特）
「特例特別特例取得」に該当する場合	（特特特）	住（特特特）

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等の税率が8%又は10%の税率である場合の住宅の取得等をいいます。

※「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、消費税及び地方消費税の税率引上げ10%の税率で課税されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等をいいます。

※「特例特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいいます。

- ・新築の場合……………令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
- ・建売、中古、増改築等の場合…令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
なお、居住開始が令和5年1月1日以後の場合は「（特）」、「（特特）」、「（特特特）」の区分の対象となりませんので併記は不要です。

⑯基礎控除の額

合計所得金額により金額が異なります。

合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）	基礎控除額
132万円以下（200万3,999円以下）	95万円
132万円超 336万円以下（200万3,999円超 475万1,999円以下）	88万円
336万円超 489万円以下（475万1,999円超 665万5,556円以下）	68万円
489万円超 655万円以下（665万5,556円超 850万円以下）	63万円
665万円超 2,350万円以下（850万円超 2,545万円以下）	58万円

<令和7年分年末調整からの改正>

* 基礎控除の改正

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	48万円
489万円超 655万円以下	63万円	
665万円超 2,350万円以下	58万円	

* 給与所得控除の改正

給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	
162万5,000円超 180万円以下	65万円	55万円
180万円超 190万円以下	65万円	55万円

※給与収入190万円超の場合は改正なし。

⑯所得金額調整控除額

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入してください。

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、(1)イ～ハのいずれかに該当する者について、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

(1) 適用対象者

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額（限度額15万円）

控除額 = [給与の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円] × 10%

※1円未満の端数がある場合、端数は切り上げします。

⑯寡婦控除、ひとり親控除

次のいずれかに該当する場合、○をつけてください。

1. 寡婦控除

その年の12月31日の現況で、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当たる人に適用されます。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

(1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の

(2) 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の（この場合は扶養親族の要件はありません）

区分	控除額
寡婦控除	27万円

2. ひとり親控除

納税者がひとり親であるときは、一定の金額の所得控除を受けることができます。

ひとり親とは、原則として、その年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当たる人です。

(1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人
がいること。

(2) 生計を一にする子がいること。

※ この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

(3) 合計所得金額が500万円以下であること。

区分	控除額
ひとり親控除	35万円

⑯中途就・退職

就職か退職に○をつけ、その年月日を記入してください。

⑯受給者生年月日

生年月日の元号を漢字（明治・大正・昭和・平成・令和）で記入してください。
個人を特定するため大変重要です。必ず正確に記入してください。

⑯法人番号又は個人番号

給与支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）を記入してください。
個人番号を記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記入してください。

* 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等が改正

同一生計配偶者、扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	58万円以下	48万円以下
扶養親族	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	85万円以下	75万円以下

* 特定親族特別控除の創設

従来、一定の所得があり扶養控除の対象外であった大学生年代の子等について、要件を満たせば控除が受けられることとなりました。

特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円が控除されます。（表面⑩参照）

【特定親族特別控除の適用要件】

・12月31日現在で年齢が19歳以上23歳未満であること

（平成15年1月2日から平成19年1月1日以前に生まれた人）

・年間の合計所得金額が58万円超123万円以下であること

・控除対象扶養親族に該当しないこと